

指定（介護予防）訪問看護事業所 管理者 様  
指定居宅介護支援（介護予防支援）事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

### 指定（介護予防）訪問看護費の適正な請求について（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進についてご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、要介護（要支援）者への訪問看護の提供については、原則として介護保険が優先されるため、介護報酬として指定（介護予防）訪問看護費を請求することとなりますが、ご承知のとおり「末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者」については適用除外とされ、医療保険での請求となります。

今般、市内の指定訪問看護事業所等において、「頸髄損傷」患者への訪問看護の提供について医療保険への請求を行わず、介護保険の指定訪問看護費の請求を行っていたことが判明しました。

つきましては、指定（介護予防）訪問看護事業所における訪問看護の提供においては、当該要介護（要支援）者の疾病等について、末期の悪性腫瘍又は厚生労働大臣が定める疾病等に該当しないかを改めてご確認のうえ、適正な指定（介護予防）訪問看護費の請求をされているかどうかを自主点検いただくとともに、今後とも介護報酬の適正な請求を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、「頸髄損傷」患者である利用者への訪問看護の提供について、指定訪問看護事業所が誤って介護報酬として請求した根拠として、指定居宅介護支援事業所が策定する居宅（介護予防）サービス計画において当該訪問看護サービスを「介護保険サービス」として位置付けられていたことも重大です。

指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所においては、利用者への訪問看護の提供が必要な場合に、必ず当該利用者が末期の悪性腫瘍又は厚生労働大臣が定める疾病等に該当しないかをご確認のうえ、訪問看護が介護保険なのか医療保険なのかを居宅（介護予防）サービス計画に位置付けていただきますよう、お願いいたします。

#### < 参考規定 >

\* 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

単位数表 3 訪問看護費 注1

\* 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注 1 の厚生労働大臣が定める疾病等

\* 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生省告示第 127 号）単位数表 3 介護予防訪問看護費 注 1

\* 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）

六十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注 1 の厚生労働大臣が定める疾病等

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当

072-958-1111 内線 1390 Fax 072-950-2536

E-mail : kounenkaigo@city.habikino.lg.jp